

# いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立西浜小学校

令和8年度

# 目次

1	法律上のいじめの定義 .....	2
2	いじめの防止に関する基本的な考え方 .....	2
	（1）基本的な姿勢 .....	2
	（2）いじめの禁止 .....	2
3	いじめの防止等に関する内容 .....	2
	（1）<いじめを起こさない>ための学校での取り組み .....	2
	（2）<いじめを見逃さない>ための取り組み .....	3
	（3）<いじめをなるべく早く、しっかり解決する>ための取り組み .....	3
	（4）家庭との連携 .....	4
	（5）地域との連携 .....	5
	（6）関係諸機関等との連携 .....	5
4	組織での対応.....	5
	（1）いじめ対策検討会議 .....	5
	（2）いじめ対応チーム .....	5
	（3）その他.....	6
5	重大事態への対応（特別事案対策部） .....	6
	（1）基本構成員 .....	6
	（2）活動内容.....	6

## 1 法律上のいじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめは次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止に関する基本的な考え方

### (1) 基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「自分も人も大切に」をスローガンに、めざす子ども像「す・が・お」の実現に向けて、互いの良さや違いを尊重し認め合える児童の育成に努めています。その中でも、いじめ問題は、最重要課題の一つです。本校に関わる全ての人がいじめは決して許されないことを理解し、いじめを認識しながら放置することがないように、学校全体として組織的に対策を行います。

さらに家庭や地域、関係諸機関等との連携を取り、児童が多くの人々と関わって多くの目で見守られるように、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

### (2) いじめの禁止

本校に関わる全ての人、いじめを行ってははいけません。いじめを放置してはいけません。

## 3 いじめの防止等に関する内容

### (1) <いじめを起こさない>ための学校での取り組み

- ・教室等に皆の居場所があり、心から落ち着ける場になるような学級作りに努めます。
- ・すべての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養います。特に児童の発達段階に応じて「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むとともに、善悪を判断する力や互いの人格を尊重する態度を養います。
- ・普段の授業や学校行事などの活動を通して、多様な考えや感じ方を認め合い、好ましい人間関係が築けるよう努めます。
- ・全校や学年、学級等でいじめについて触れ、児童がいじめについて主体に考え取り組む機会を作ります。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる指導や情報提供、研修会開催等の啓発活動を行います。
- ・授業についていけないことから起こる焦りや劣等感などがストレスにならないよう、わ

かりやすい授業づくりを進めます。

- ・ いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの対応や特質等について、校内研修や職員会議を活用して共通理解を図るとともに、本方針の内容の周知徹底を図り、組織的に対応できるようにします。
- ・ 児童自身が認められ必要とされている存在であると自覚できるように、認められる機会を多くつくり、自己有用感を持てるように努めます。
- ・ 急激に変化する情報環境の中で、情報社会の一員としての自覚を持たせ、適切な態度と行動が取れるように、情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ 集会や学級等で日常的にいじめについて触れ、「いじめは絶対にしてはならない」という風土を学校全体につくります。

## (2) <いじめを見逃さない>ための取り組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - \* 児童対象のアンケート調査（年2回：7月、11月）
  - \* 個人面談や教育相談からの聞き取り調査（面談・教育相談：随時）
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう、次の相談の機会を設けます。
  - \* スクールカウンセラーの活用（月1回）
  - \* 心の教育相談員による児童の相談（月、火、水、金）
  - \* 教職員の誰にでも相談できる「ふれあいタイム」（年6回）
- ・ 教職員に児童に寄り添った教育相談の考え方や態度がとれるようにするとともに、児童との信頼関係をつくり、児童が相談しやすい関係性構築に努めます。
- ・ 教員が日ごろから児童の表情態度の変化を見逃さず、児童からのSOSに気付けるよう、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図ります。
- ・ 地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者や地域住民との連携を深め、協力して地域で児童を見守る体制づくりを推進します。

## (3) <いじめをなるべく早く、しっかり解決する>ための取り組み

- ・ 【チーム対応】教職員は、普段からいじめを把握した時の対応について理解を深めるとともに、個人で情報を抱え込むのではなく、本方針4（2）の「いじめ対応チーム」で対応していくことを基本とします。
- ・ 【緊急対応】教職員がいじめを見た、或いはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、その場で対応できる教職員が、できる範囲で、個別の聞き取り、指導等を行います。対応後は「いじめ対応チーム」に経過を報告し、対応に不備がないか確認を受けるとともに、その後の対応を引き継ぎます。
- ・ 【相談後の動き】いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに「いじめ対応チーム」に共有し、対応を開始するとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安

全を確保します。特に暴力を伴ういじめについては、迅速に対応をします。

- ・【加害者への指導】いじめを行った児童に対しては、相手を傷つけることは許されないことの指導をします。また、その背景・動機については丁寧に寄り添い、自身の気持ちや思いを、相手を傷つけない形で伝えたり、解消させたりする適切な方法を一緒に考え、より適切な手段を身につけさせるよう働きかけます。その児童や保護者へは、正常な学校生活を営ませるための助言を継続的に行います。
- ・【傍観者への指導】いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つよう指導します。
- ・【観衆への指導】はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・【登校できない場合の支援】いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、中長期的な支援計画を立てるとともに、一定期間、安心して学習できる部屋を確保したり、個別の授業計画をたてたりするとともに、心の教育相談員やスクールカウンセラー、場合によっては関係諸機関等と連携を取って心のケアに努めます。
- ・【当事者への情報共有】いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者に速やかに伝え、適切な対応が取れるよう保護者の協力を求めます。
- ・【警察との連携】犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会に報告するとともに茅ヶ崎警察署等と連携して対処します。
- ・教員が実際の事案に対応する際に、聞き取り、指導等、その時々で適切な対応が取れるよう研修を実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図ります。

#### (4) 家庭との連携

- ・学校での取り組みを実効的にするためには、家庭の協力が必要です。そのために、事案発生前の段階から、主に次のことについて協力依頼をしていきます。
  - ①「もし子どもがいじめられたら／いじめたら」について、子どもが当事者となる前に読み、内容を把握しておいていただきたいこと
  - ②いじめの事案の疑いをもったときには、「もし子どもがいじめられたら／いじめたら」にしたがって、学校と足並みをそろえた対応をしていただきたいこと
  - ③「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」を育むような家庭教育をしていただきたいこと
  - ④普段から、子どもを認め、親子のあたたかい対話を心掛け、子どもなりの意欲やがんばりが認められるような働きかけをしていただきたいこと
- ・事案発生時は、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、双方の家庭と連携を図りながらよりよい解決に努めます。

## (5) 地域との連携

- ・PTAや地域の各関係機関等に、地域全体で児童を見守り、時には声を掛け、健全な成長を促してもらえよう要望していきます。
- ・いじめは学校内だけでなく、登下校中や放課後、塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こることもあります。地域住民の方々や地域で活動されている指導者や民生委員・児童委員などに、児童への声掛けや見守りをしてもらうよう、また心配な場面を見かけたら学校や家庭に連絡を入れてもらうよう働きかけていきます。

## (6) 関係諸機関等との連携

- ・いじめた側、いじめられた側にかかわらず、立ち直っていくため必要と判断した場合には、医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の関係諸機関に協力を積極的に求めていきます。
- ・教育相談にあたっては、校内の心の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、医療機関などの専門機関や市青少年相談室などとの連携も図っていきます。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していきます。
- ・必要な教育的指導が十分な効果をあげることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を取っていきます。特に犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察と連携し対処していきます。
- ・普段から関係諸機関の担当者とは面識を持っておくとともに、情報交換を活発にします。

## 4 組織での対応

### (1) いじめ対策検討会議

- ・構成員  
学校長、教頭、全教職員
- ・活動内容
  - \*5月に支援全体会・毎月定例職員会議の前に情報共有を実施
  - \*いじめ防止等の取り組み内容の検討（基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正）

### (2) いじめ対応チーム

- ・構成員  
いじめを最初に認知した教職員、当該学年職員  
※複雑な事案や、学年のみでの対応では難しいと判断した場合は、児童指導担当あるいは、管理職に相談・報告し、適宜構成員を拡充する。  
※より具体的な動き方は、いじめ防止フローチャート（別紙）参照
- ・活動内容
  - \*いじめに関する相談、通報への対応
  - \*いじめの判断と事実確認と記録

\*いじめの事案への対応検討、決定

\*いじめを受けた児童の保護と支援、いじめを行った児童の指導、保護者への情報共有

\*いじめの事案の報告

### (3) その他

いじめの未然防止、早期発見及び対処等に関する措置を実行的に行うために、今ある組織の中の「児童指導・支援部」が中心となって、これに対応していきます。

## 5 重大事態への対応（特別事案対策部）

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。また、学校主体調査となった場合は、「特別事案対策部」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 基本構成員

学校長 教頭 児童指導担当者 担任及び該当学年 教育相談コーディネーター  
養護教諭 総括教諭

※構成員については、以上のメンバーを基本構成員としつつ、事案の内容に応じて、市教育委員会と協議の上、校長が任命します。

### (2) 活動内容

\*発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

\*調査によって明らかになった事実関係等について、いじめを受けた児童やその保護者及びいじめを行った児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報共有と説明

\*茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告

\*調査結果報告にあたって、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を提出してもらい、調査報告書と併せて茅ヶ崎市教育委員会へ提出

\*いじめを受けた児童への継続的な心のケアや必要な支援

\*いじめを行った児童への継続的な指導及び支援

\*学校の体制や対応の課題の調査と再発防止策の確実な実践

【附則】本方針は、令和8年4月1日より実施する。